

杜の都信用金庫誕生10周年記念

第14回 懸賞付定期預金



杜の都 **ドリーム** 定期

当選
本数

10000本

プレゼントキャンペーン

取扱期間 平成27年 6月1日月 ~ 8月31日月

販売予定総額100億円に達した場合は、
取扱期間内でも販売を終了させていただきます。

1
等賞

しんぎんのつなぐ力
「旬彩カタログギフト」

6,000円相当×300本



2
等賞

しんぎんのつなぐ力
「旬彩カタログギフト」

3,000円相当×700本

- ご預金の種類 / 自動継続型スーパー定期預金1年もの
- お預入れ金額 / 一契約あたり10万円以上1,000万円以内
- 適用利率 / スーパー定期預金1年もの店頭表示金利
- お取扱対象 / 個人のお客さま
- 販売総額 / 100億円
- 抽選権 / 預入金額10万円につき1本の抽選権をおつけします。
- 抽選日 / 平成28年4月21日(木)
- 当選番号の発表 / 抽選日の翌営業日以降に本・支店の店頭で提示するとともに、当金庫ホームページに掲載します。

※ご不明な点については、窓口にお問い合わせください。

■当選品の引渡し方法

- (1)抽選により当選された場合は、平成28年5月中に「旬彩カタログギフト」をお渡しいたします。なお、経済環境・気候不順・天災・商品市況等によっては、「旬彩カタログギフト」の内容が変更となる場合があります。予めご了承ください。
- (2)何らかの事由により懸賞品をお渡しできない場合、懸賞品受取の有効期限は抽選日から1年間に限らせていただきます。

■中途解約した場合の抽選権・当選した懸賞品の取扱い

- (1)抽選日以前に中途解約された場合、懸賞品の抽選権は「失効」します。
- (2)抽選に当選された場合であっても、懸賞品のお引渡し日以前に中途解約された場合、懸賞品をお渡しすることはできません。

■税金 / 利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は課税されません)。

※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税(0.315%)」が追加課税されます。



“最も相談しやすい地元のしんぎん”を目指しています。

杜の都信用金庫

<http://www.morinoriyako-shinkin.co.jp/>

平成27年6月1日現在

平成27年6月1日現在

| | |
|---------------------|---|
| 1. 預金の種類 商品名 | 自動継続自由金利型定期預金 (M型)「スーパー定期」 第14回懸賞付定期預金 「杜の都ドリーム定期」 |
| 2. 取扱期間 | 平成27年6月1日 (月) ~平成27年8月31日 (月) ※但し、販売総額に達した場合は、取扱期間内でも販売を終了します。 |
| 3. 販売総額 | 100億円 (10ユニット) とします。 |
| 4. 販売対象 | 個人 (個人事業者の方も含みます) |
| 5. 預入期間 | 1年自動継続式 (元金継続型・元利金継続型) ※ご契約時に「元金継続型」または「元利金継続型」をお選びいただきます。 |
| 6. 預入 | (1) 預入金額 ① 10万円以上1,000万円までとします。 ② なお、預入金額が1,000万円の場合でも、当初契約時は『自動継続自由金利型定期預金 (M型)「スーパー定期」』として取扱しますが、初回満期日 (自動継続日) 以降は、自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金) として継続します。 (2) 預入方法 店頭・集金により預入可能です。 (但し、ATM機器を使用して預入することはできません。) (3) その他 ① 通帳式のお取り扱いはできません (証書式のみとなります)。 ② 定期性総合口座 (担保預金への組み入れ) のお取扱いはできません。 |
| 7. 支払方法 | 満期日以後に一括してお支払いします。 |
| 8. 利息 | (1) 適用金利: ご契約日のスーパー定期 (1年) の店頭表示金利とします。 (2) 利払方法: 満期日以後に一括してお支払いします。 (3) 計算方法: 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 |
| 9. 懸賞の抽選権 (抽選番号) | (1) 預入金額10万円につき1本の抽選権 (抽選番号) を付与します。 (2) 抽選権 (抽選番号) は10,000番から19,999番までの1万本を1組とし、この1組 (1万本) を1ユニットとします。 |
| 10. 当選本数・懸賞品 | 販売総額100億円 (10ユニット・10万本) の当選本数および懸賞品は以下のとおりとします。 (1) 当選本数: 1,000本 (販売総額100億円 = 1ユニット10億円 × 10ユニット) (2) 懸賞品 1等賞 「旬彩カタログギフト (6,000円相当) …300本 2等賞 「旬彩カタログギフト (3,000円相当) …700本 (3) 1等賞と2等賞の当選番号が重複した場合は、1等賞のみの当選となります。 (4) 同等賞の当選番号が重複した場合は、後から行った抽選をやり直しいたします。 |



| | |
|------------------------------|--|
| 11. 抽選日 | <p>(1) 抽選日 : 平成28年4月21日(木)</p> <p>(2) 抽選場所 : 杜の都信用金庫本部</p> |
| 12. 当選番号の発表 | <p>当選番号は、抽選日の翌営業日以降に当金庫各営業部店の店頭にて提示するとともに、当金庫ホームページに掲載します。 (http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/)</p> |
| 13. 懸賞品のお渡し時期・方法 | <p>(1) 抽選により当選された場合は、平成28年5月中に「旬彩カタログギフト」をお渡しします。なお、経済環境・気候不順・天災・商品市況等によっては、「旬彩カタログギフト」内容が変更となる場合があります。予めご了承ください。</p> <p>(2) 何らかの事由により懸賞品をお渡しできない場合、懸賞品受取の有効期限は抽選日から1年間に限らせていただきます。</p> |
| 14. 中途解約した場合の抽選権・当選した懸賞品の取扱い | <p>この預金を満期日前に中途解約された場合、懸賞品の抽選権等の取扱は次のとおりとします。</p> <p>(1) 抽選日以前に中途解約された場合、懸賞品の抽選権は「失効」します。</p> <p>(2) 抽選に当選された場合であっても、懸賞品のお引渡し日以前に中途解約された場合、懸賞品をお渡しすることはできません。</p> |
| 15. 税金 | <p>利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優をご利用の場合は課税されません。) ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税 (0.315%)」が追加課税されます。</p> |
| 16. 手数料 | <p>_____</p> |
| 17. 付加できる特約事項 | <p>マル優のご利用が可能です。</p> |
| 18. 中途解約時の利息計算 | <p>(1) 当金庫がやむをえないものと認め、証書表面記載の満期日(初回満期日)前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、以下の期間に応じた中途解約利率によって計算し、元金とともにお支払します。</p> <p>A. 6ヶ月未満……解約日における普通預金利率</p> <p>B. 6ヶ月以上1年未満……約定利率×50%</p> <p>(2) 自動継続後(初回満期日以降)に中途解約する場合には、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」に記載の利息計算方法が適用されます。 ※預入金額が1,000万円以上の場合には、「自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」に記載の利息計算方法が適用されます。</p> |
| 19. 金利情報の入手方法 | <p>店頭の金利表示システム、または窓口にご照会ください。</p> |



| | |
|--------------------------|---|
| <p>20. リスクに関する重要事項</p> | <p>(1) 預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>(2) 預金保険制度により、預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。</p> <p>(3) 当金庫に決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。</p> |
| <p>21. 苦情処理措置・紛争解決措置</p> | <p>(1) 苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室(8時30分～17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。</p> |

以上

